

- ご使用になるお客様に必ずお渡し下さい。
- ご使用になるお客様は必ずお読み下さい。

## 単相電気トロリ MT SB-1型

# 取扱説明書 (No.5)

- この度は当社製品をお買い求めいただき、誠にありがとうございます。
- 電気トロリをご使用になる前に、この取扱説明書をよくお読みになり、十分理解した上で、正しくご使用下さい。
- 保守や点検の際には、この取扱説明書が必要になりますので、大切に保管して下さい。
- 分解・組立てを伴う検査項目は、必ず最寄の当社製品取り扱い店または当社営業所までご用命下さい。






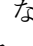
〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地  
TEL.(072)365-7771(代) FAX.(072)367-2053  
URL : <https://www.elephant.co.jp>

## 1. 安全上の注意事項

電気トロリの使い方を誤ると、つった荷物の落下や感電などの危険な状態になります。設置、使用、保守点検を行う前に、必ずこの取扱説明書を熟読し、正しくご使用下さい。事業主は、作業者が安全教育を受け、本取扱説明書を十分に習熟した方であることを確認した後、作業に従事させて下さい。

この取扱説明書では、注意事項を「危険」、「警告」、「注意」の3つに区分しています。

 <b>危険</b>	使用者が取り扱いを誤った場合、危険な状態が起これて、回避しないと死亡または重傷を負う可能性があり、かつその切迫の度合いが高い状況を示します。
 <b>警告</b>	使用者が取り扱いを誤った場合、危険な状態が起これて、回避しないと死亡または重傷を負う可能性が想定される危険な状況を示します。
 <b>注意</b>	使用者が取り扱いを誤った場合、危険な状態が起これて、回避しないと中程度の傷害や軽傷を受ける可能性が想定される場合および物的損害の発生が想定される場合。

なお、「 注意」に記載した事項でも、状況によっては重大な結果を招く可能性があります。いずれも重要な内容を記載しているので、必ず守って下さい。

絵表示の例



△記号は、危険・注意を促す内容があることを告げるものです。図の中に具体的な注意内容（左図の場合は感電注意）が記載されています。

⊙記号は、禁止の行為であることを告げるものです。図の中や近傍に具体的な禁止内容が記載されています。



●記号は、行為を強制したり指示したりする内容を告げるものです。図の中や近傍に具体的な指示内容（左図の場合は必ずアースを接続）が記載されています。

※取扱説明書はご使用者がいつでも見れる場所に保管して下さい。

### 1.1 免責事項について

- (1) 火災、地震、落雷、水害その他の天変地異、公害、異常電圧など外部環境等が原因による損害に関して、当社責任の範囲外とします。
- (2) 当社製品の動作不良などにより、二次的に生じる経済損失（製造ライン停止による損失、つり荷の損傷など）に関して、当社責任の範囲外とします。製造ライン停止が問題となる場合は、予備機などのご準備をお勧めします。
- (3) 取扱説明書の記載内容を厳守しない場合、または製品の使用範囲を逸脱して使用することにより生じた損害に関して、当社責任の範囲外とします。
- (4) 当社が関与しない機器との組み合わせによる誤作動、お客様による不当な修理・改造などから生じた損害に関して、当社責任の範囲外とします。
- (5) 製品引き渡しから10年を経過した当社製品において発生した人の生命、身体または財産に関わる被害に関して、当社責任の範囲外とします。
- (6) 製品の生産終了後、10年経過した当社製品については、部品供給ができない場合がございますので、ご了承下さい。

## 1.2 使用制限について

- (1) 電気トロリは、通常の使用環境条件下において、荷を水平移動させる用途にご使用ください。チェーンブロックとの組み合わせで垂直に上下させることは可能です。
- (2) 人間の運搬などには使用しないで下さい。
- (3) 設備機械等の一部として、製品を組み込んで使用しないで下さい。
- (4) 爆発性粉塵がある場所等、爆発の危険がある場所には設置しないで下さい。
- (5) 風雨の影響を受ける場所、蒸気の影響を受ける場所には設置しないで下さい。
- (6) 化学薬品、酸・アルカリ等の影響を受ける場所には設置しないで下さい。
- (7) 低温・高温・高湿などの環境では、ご使用できません。

※-10℃～40℃（作業湿度は 90%RH 以下）の範囲で使用して下さい。

## 1.3 法令による規制について

電気トロリに電気チェーンブロック等の巻上機を付けてご使用される場合、つり上げ荷重によって、「労働安全衛生法」（クレーン等安全規則）・「クレーン構造規格」・「簡易リフト構造規格」などの法令の規制が生じます。法令をお守りください。

※つり上げ荷重とは、巻上機の定格荷重 + 巻上機のフック重量 + 吊り具重量となります。

### 1.3.1 天井クレーンの運転操作および玉掛け業務に関わる規則

- (1) クレーンとは、0.5t 以上の荷を動力を用いてつり上げ、およびこれを水平に運搬することができる機械装置のことをいいます。
- (2) クレーンの運転操作、また玉掛け作業を行うのに表 1 の資格が必要となります。
- (3) 移動式クレーンの資格を持っていても操作できません。
- (4) 0.5 t 未満の電気チェーンブロックを付けて使用する場合であっても、「クレーンの運転操作」、「玉掛け作業」の教育を受講されることをおすすめします。

項目		つり上げ荷重			
		0.5t 未満	0.5t 以上 1t 未満	1t 以上 5t 未満	5t 以上
クレーン操作方式・運転者の資格	機上運転式クレーン 無線操作式クレーン	適用除外	クレーン運転の業務に係わる特別の教育(21 条)		クレーン・デリック運転士免許(22 条)
	床上運転式クレーン				床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許(224 条)の 4
	床上操作式クレーン				床上操作式クレーン技能講習(22 条)
玉掛け作業者の資格			玉掛けの業務に係わる特別の教育(222 条)	玉掛技能講習(221 条)	

表 1

### 1.3.2 設置及び保守上の法的義務

つり上げ荷重 0.5t 以上 3t 未満のクレーンに関して

- (1) 単相電気トロリにつり上げ荷重が 0.5t、1t の電気チェーンブロックを付けて使用する場合、設置前に所轄の労働基準監督署長に「設置報告書」を提出することが義務付けられています。設置報告書の記入方法を表 3 に記載します。
- (2) クレーンを設置したとき、荷重試験(定格荷重の 1.25 倍の負荷)をおこなわなければなりません。  
ポスト型ジブクレーンに取り付ける場合、安定度試験(定格荷重の 1.27 倍の負荷をアーム先端でつる)をおこなわなければなりません。
- (3) 日常点検・月例検査・年次検査の自主検査をしなければなりません。
- (4) 月例検査・年次検査の自主検査記録を 3 年間分保管しなければなりません。
- (5) 0.5t 以上の電気トロリ式電気チェーンブロックをジブクレーンに付けて使用する場合、過負荷防止装置が必要になります。

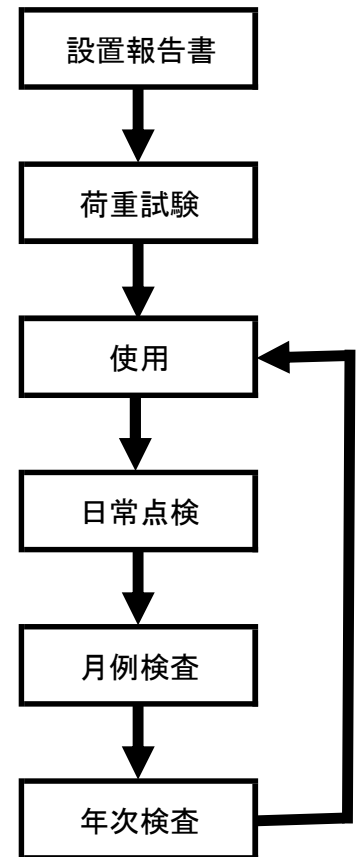


表 2

様式第 9 号 (第 11 条、第 61 条関係) ( ) 設 置 報 告 書

事業の種類			
事業の名称			
事業の所在地	① _____ 電話( _____ )		
設置地	② _____		
種類及び型式	③ _____		
つり上げ荷重	④ _____ t	⑥ 設置予定年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
製造者名	⑤ _____	⑦ 製造年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告者氏名 ⑧ \_\_\_\_\_ (印)

⑨ \_\_\_\_\_ 労働基準監督署長 殿

備考

- 1 表頭の ( ) 内には、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
- 2 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類 (中分類) による分類を記入すること。
- 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

① 事業主様の情報をご記入ください。  
 ② 設置する場所をご記入ください。  
 ③ テルハ・ジブクレーン等  
 ④ つり上げ荷重 (巻上機の定格荷重+巻上機のフック重量+吊り具重量) をご記入ください。※フック重量は P〇〇に記載。  
 ⑤ 使用レールの製作会社名 (※巻上機メーカー名ではありませんのでご注意ください。)  
 ⑥ クレーンを設置する日をご記入ください。  
 ⑦ 使用レールを製作された日をご記入ください。(※巻上機の製造年月日ではありませんのでご注意ください。)  
 ⑧ 事業主様社名・担当者 (ご使用者) 様をご記入ください。  
 ⑨ 所轄の監督署名をご記入ください。

表 3

## 2. 製品の仕様

型式	MTSB-0.25	MTSB-0.5	MTSB-1
定格荷重	0.25t	0.5t	1t
モータ出力	0.3kW		
電源電圧	単相 100V		
周波数	50/60Hz		
定格電流	6A	6A	6A
絶縁	E種		
短時間定格	15分		
操作電圧	24V		

表4

## 3. 設置上のご注意

### 3.1 製品の梱包を解いたら

- (1) 箱の表示および製品がご注文された内容と一致するかご確認下さい。
- (2) 梱包箱の中身をご確認下さい。
- (3) 製品が輸送中の取り扱いなどで損傷を受けていないかご確認下さい。
- (4) 付属品の欠品・脱落がないかご確認下さい。
- (5) 各部のネジ・金具等に異常がないかご確認下さい。

### 3.2 電気トロリを設置するにあたり

- (1) 電気トロリを設置する横行レールに十分な強度があることを確認して下さい。
- (2) 屋外でご使用になる場合は、必ず電気トロリが風雨や雪から保護される待避場所を設け、また雨水等が機械内部に入らないように対策して下さい。
- (3) 電気トロリを設置するレールの両端末には、必ず脱落防止用のストッパーを取り付けて下さい。
- (4) 電気トロリが走行するレールの車輪踏面はペンキを塗らず、また油などの汚れを落として下さい。

### 警告

- (1) 設置工事は、専門業者、専門知識のある人以外は絶対に行わないで下さい。  
設置に関してはお買い求めの販売店もしくは当社営業所にご相談下さい。



### 3.3 電気トロリのレール幅調整方法

- (1) 電気トロリ(MT SB-1型)をI型鋼のレール幅に合わせ、調整して下さい。(表5)
- (2) 吊り軸の一番外側のキー溝(図1④)は取付け時に利用するように設けられた溝です。ここにキープレート  
を仮セットすればサイドプレートの間隔が広がり、150mm幅以外は横行レール下方からの挿入が  
可能になります。
- (3) アジャストカラーは必ず決められた数量を結合金具の両側に均等に入れて下さい。  
※余ったアジャストカラーは、製品取付後に吊り軸の外側に差し込みます。
- (4) 曲線横行レールに、電気トロリを取付ける場合、モータ側がカーブ外側になるように取り付けて下さ  
い。(図3)  
※反対向きに取り付けると横行レール踏み面やトロリの車輪が早期に摩耗します。

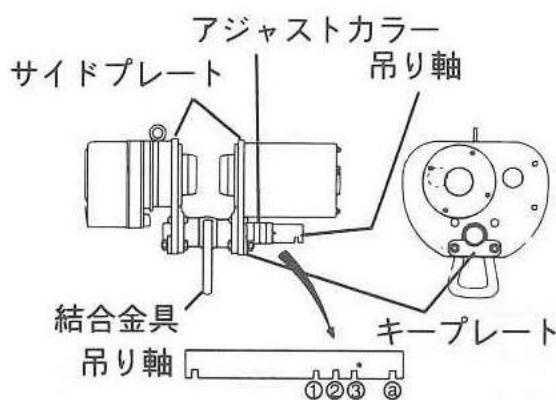


図1

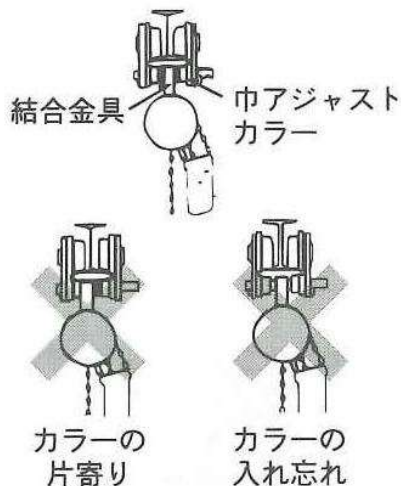


図2

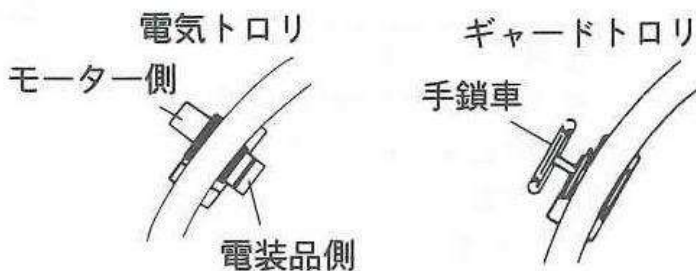


図3

## ⚠ 危険

- (1) ④にキープレートがセットされた状態は、あくまで仮の状態です。誤ってそのまま使用すると、  
トロリが落下する事故につながります。絶対に④の位置にセットしたまま使用しないで下さい。
- (2) アジャストカラーを結合金具の片側にまとめて入れないで下さい。
- (3) アジャストカラーを入れ忘れないようにして下さい。



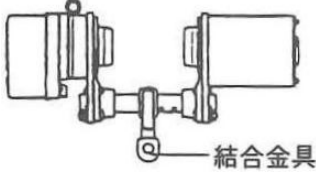
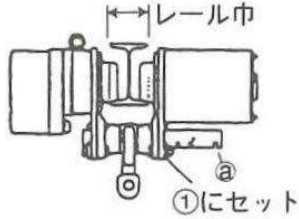
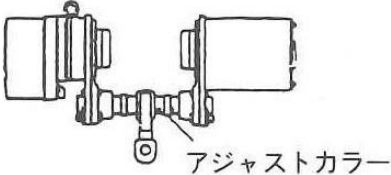
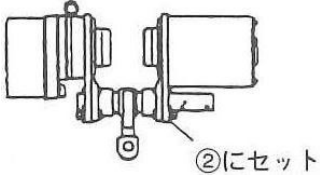
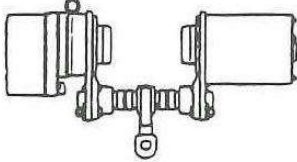
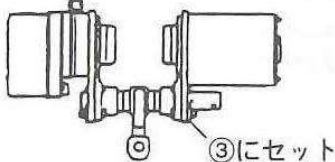
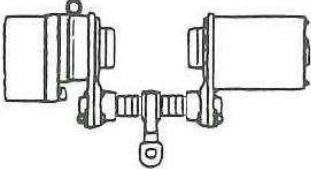
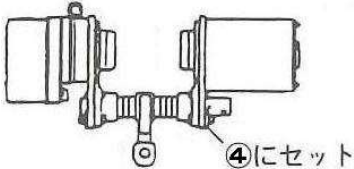
<p>上架する時、④の溝にキープレートを止めている状態。※この状態では使用出来ません。</p>	<p>①②③のいずれかの正規の位置でキープレートを止めた完成状態</p>
<p>0.25/0.5/1t で、レール巾 75mm 結合金具の両側にアジャストカラーなし</p>	
	
<p>0.25/0.5/1t で、レール巾 100mm アジャストカラーを結合金具の両側に各 1 個配置</p>	
	
<p>0.25/0.5/1t で、レール巾 125mm アジャストカラーを結合金具の両側に各 2 個配置</p>	
	
<p>0.25/0.5/1t で、レール巾 150mm アジャストカラーを結合金具の両側に各 3 個配置</p>	
	

表 5



### 3.4 電気トロリと電気チェーンブロックの結合方法

単相電気トロリ(MT SB-1型)に結合可能な当社電気チェーンブロックの型式は「SA型」となります。SA型電気チェーンブロックとの結合方法として、上フックを取り外し、電気トロリの結合金具を電気チェーンブロック本体に直結する方法(図4)、もしくは電気トロリの結合金具に上フックを引っ掛けて結合する方法(図5)があります。いずれの場合も、電気チェーンブロックのチェーンバケット側がトロリの電装品側となるように取り付けて下さい。



図4

### 引っ掛けの場合

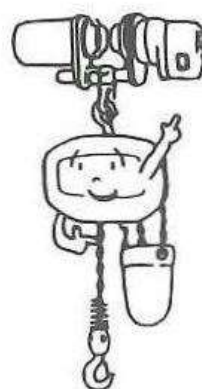


図5

#### 電気チェーンブロックを直結する手順

- (1) 電気チェーンブロックの定格荷重表示側カバー(4本のボルトで止まっている)を取り外して下さい。
- (2) 黒色に表面処理された上フックピンが見えます。上フックピンを引き抜きながら、上フックを取り外して下さい。
- (2) 上フックピンを取り外すと上フックが外れます。
- (3) 上フックピンは、上フックの他に補強ブッシュ2個を通して、電気チェーンブロック本体に差し込まれています。補強ブッシュは上フックを外した後に、必ず元の位置に取り付けて下さい。補強ブッシュを入れ忘れると、電気チェーンブロックが落下する原因となりますので、十分注意して組み立てて下さい。

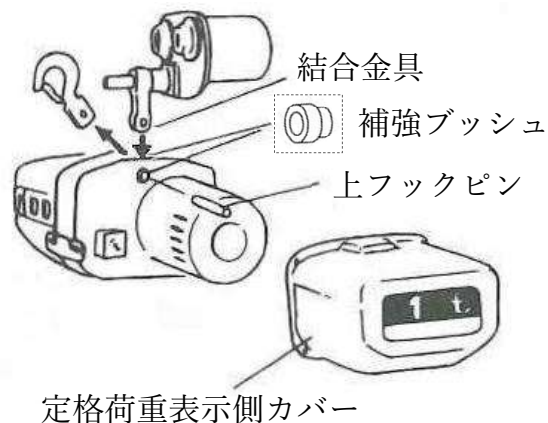


図6



## ⚠ 危険

(1)電気トロリを結合する時、部品の取付忘れに注意して下さい。補強ブッシュを取り付け忘れると電気チェーンブロックが落下する原因となり、大変危険です。



### 3.5 押ボタンケーブルの取付方法

- (1) 押ボタン受け(受けナットを最後まで差し込んだ状態で)をモータ側サイドプレート右下方にあるタップ穴にサイドプレートにあたるまでねじ込みます。
- (2) リングが縦向きになる位置までねじ込みを戻します
- (3) 受けナットをサイドプレート側に締め込み、押ボタン受けを固定します。
- (4) 押ボタン受けのリングに押ボタンケーブルのシャックルを取り付け、吊り下げます。

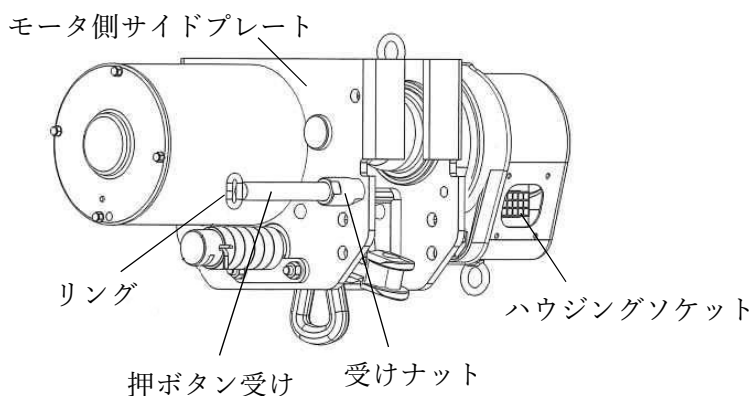


図7

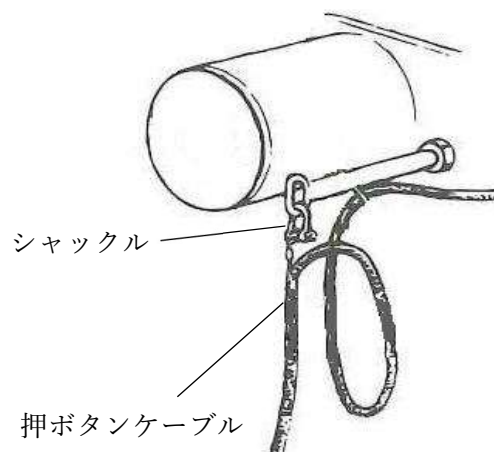


図8

- (5) 押ボタンのコネクタケースに取り付けているケーブルグランドの樹脂ナットをゆるめ、ハウジングプラグを差し込みやすくします。
- (6) パッキンを押ボタンケーブルに通し、ハウジングプラグをハウジングソケットに差し込みます。  
※この時、ノッチが確実に噛み合っていることを確認して下さい。  
※接続時は差し込むだけでノッチが噛み合います。外す時はノッチ後方部を押し、先端を浮かせた状態で引き抜いて下さい。
- (7) コネクタケース及びパッキンのビス穴を合わせ、ビス4本で固定して下さい。

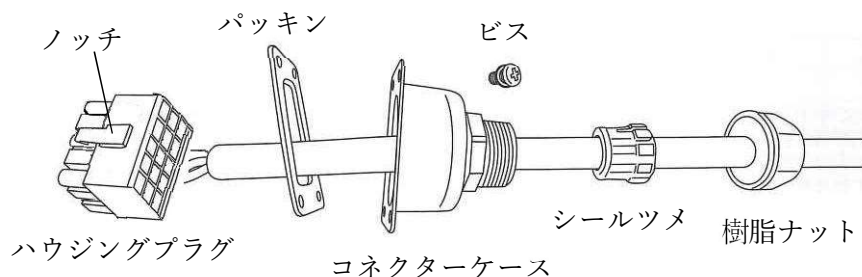


図9

(8) ケーブルグラウンドの樹脂ナットを手で締め込んで下さい。

※工具による締め込みは樹脂ナット等を破損させる可能性があるため、必ず手で締め込んで下さい。

※樹脂ナットを締め込む時、コードと一緒に回転しようとしてしまいます。回転しないよう、もう片方の手でコードを押さえながら樹脂ナットを締め込んで下さい。

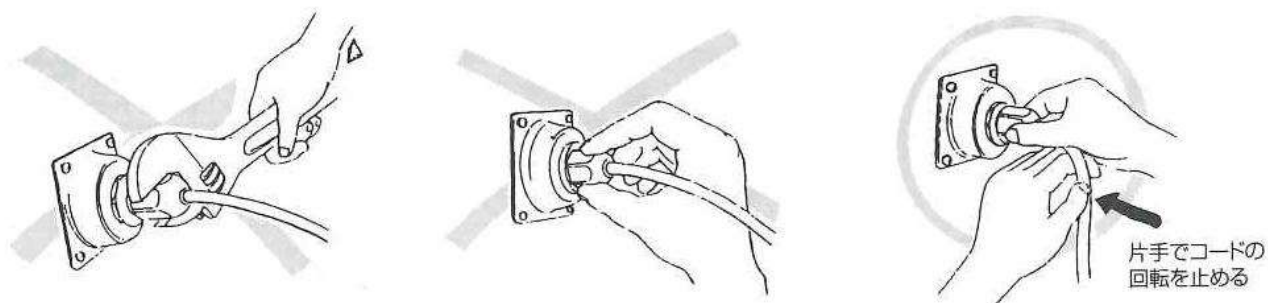


図 10

### 3.6 電源ケーブルの接続

(1) 電源を接続する前に電源電圧が製品の仕様に合っていることを確認して下さい。

(2) 電源ケーブルは表 6 で示す長さを超えないように選定して下さい。

(3) 電源ケーブルを電源に接続して下さい。



※必ずアース線を接続して下さい。

※標準で付属している電源ケーブルの長さは 1 m です。電源ケーブルを延長する場合は、トロリの電装品カバーを外し、新しく用意したケーブルに圧着端子を正しくかしめ、電源ケーブルのつなぎ替えを行って下さい。


定格荷重	電源ケーブル 断面積	2mm <sup>2</sup>
250kg		9m
0.5t		9m
1t		9m

表 6

## ⚠ 警 告

- (1)電気工事は、専門工事業者に依頼し、電機設備技術基準、内線規定に従って、適正な電気工事を行って下さい。 
- (2)定格電圧以外では使用しないで下さい。
- (3)漏電防止、漏電感知の上からも、漏電遮断機の設置および接地工事を必ず行って下さい。 
  - ※設置工事はD種接地工事を行って下さい。
  - ※漏電遮断器の設置は、電気設備技術基準および内線規定に従って下さい。

## ⚠ 注 意

- (1)給電は、メーカーが指定する容量の給電線をご使用下さい。 
  - ※延長コード等で電源より遠くはなれた場所でのご使用は、電圧降下により本体内部の電気部品や延長コードが焼損する可能性があるため、十分に注意して下さい。
- (2)標準で付属している電源ケーブル端末に直接ケーブルを圧着し、延長することはしないで下さい。

### 3.7 横行レールおよびストッパー

#### 3.7.1 横行レールの継ぐ場合

- (1) 継ぐ箇所を横行レール支持箇所付近にする。
- (2) 底面にあて板を溶接する場合、厚みに注意して下さい。(図11)
  - ※厚みのあるあて板を使用すると、本体が引っ掛かり、走行できない場合があります。
- (3) 左右、上下方向共、レールの段差は、0.5mm以下とし、トロリの車輪が走る部分は、段差がないようにグラインダー等で仕上げして下さい。(図12)

#### 3.7.2 レール末端の脱落防止ストッパーに関して

- (1) 電気トロリが急速度でストッパーに当たり、電気チェーンブロックや荷が揺れても、壁と衝突することがないように余裕のある間隔をとって下さい。(図13)
- (2) 衝撃に耐える強度(表7参照)の材料を使用し、ゴム等の緩衝材を必ず取付けて下さい。(図14)

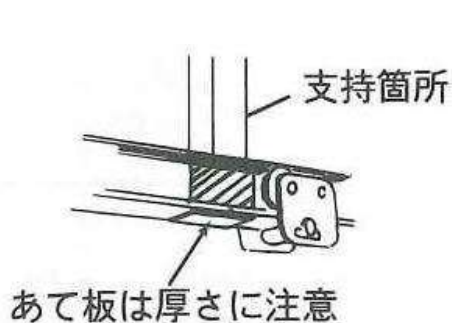


図 1 1



図 1 2

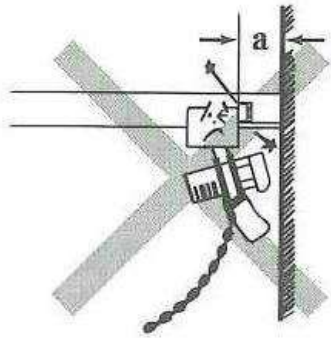


図13

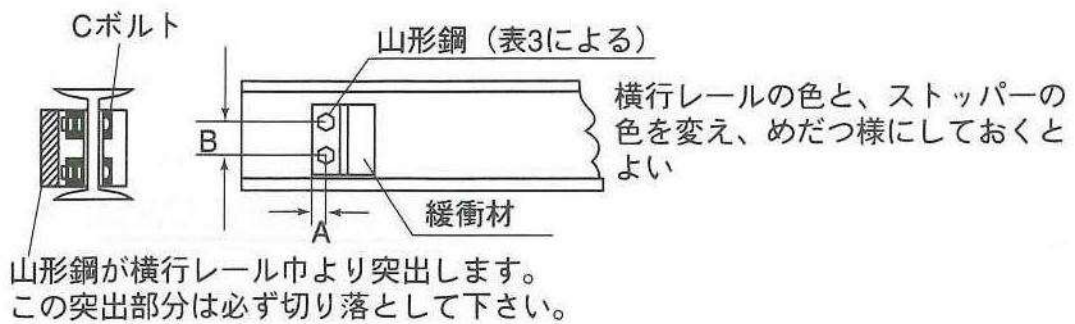


図14

横行レール寸法 (mm)	150×75	200×100	250×125
山形鋼 (mm)	L-50×50×6		L-65×65×6
A (mm)	20		30
B (mm)	50	50	50
C (mm)	M12	M16	M16

表7

### ⚠ 注意

(1)電気トロリが常時衝突して止まる位置にストッパーを取り付けないようにして下さい。



## 4. 使用上のご注意

### 4.1 取り扱い全般について

#### ⚠ 危険

- (1)取扱説明書および注意銘板の内容を熟知していない人は使用しないで下さい。
- (2)電気チェーンブロックをご使用にならない時は危険防止のため電源盤を遮断しておいて下さい。
- (3)負荷時間率、始動頻度を越える使用は絶対にしないで下さい。  
※モータの温度上昇が早くなり、モータや電気部品が焼損する可能性があります。
- (4)宙づりした荷を溶接する作業は行わないで下さい。※電気部品が故障します。



### 4.2 運転と操作について

- (1) 押ボタンの表示通りに電気トロリが作動することを確認して下さい。
- (2) 単相トロリは、上下操作と横行操作は互いのボタンが同時に利かないようにインターロックを設けています。そのため、電気トロリと電気チェーンブロックを同時に動かすことができません。

#### ⚠ 危険

- (1)定格荷重を越える荷は、絶対につらないで下さい。
- (2)つり荷の下や、つり荷の動く範囲に入らないでください。また人の頭上を越えて荷を運搬しないで下さい。
- (3)人の乗る用途には使用しないで下さい。また、つった荷に人が乗らないようにして下さい。
- (4)地球づり（建屋構造物に引っ掛ける操作など）をしないで下さい。
- (5)異音や異常振動がある場合は使用しないで下さい。



#### ⚠ 注意

- (1)押ボタンの急逆転操作（ブラッキング）はしないで下さい。  
※指示した逆方向に動く場合がありますので大変危険です。
- (2)寸動運転（インチング）はしないで下さい。
- (3)荷をつったまま運転位置を離れないで下さい。
- (4)運転中は荷から目を離さないで下さい。
- (5)斜め引きをしないで下さい。※荷の真上に電気トロリを移動させてからつり上げて下さい。（図15）
- (6)電気トロリがストッパーに当たる前に停止するようにして下さい。（図16）  
※ストッパーに衝突した衝撃により、部品が破損する可能性があります。  
※ストッパーに接触したまま車輪を回転させると横行レールが局所的に摩耗します。
- (9)押しボタンコードを強く引っ張らないで下さい。  
※押しボタン受けが破損する可能性があります。



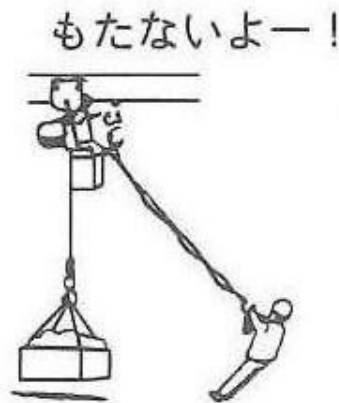


図 15

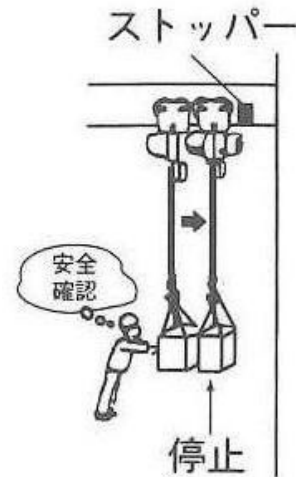


図 16

## 5. 保守点検について

### 5.1 保守点検、修理について

- (1) 作業開始前の点検や定期自主検査を必ず実施して下さい。(1.3.2 項参照)
- (2) 保守点検、修理を実施する前に電気トロリの電源を遮断して下さい。
- (3) 保守点検、修理を実施するときは、必ず無負荷(荷をつっていない状態)で行って下さい。
- (4) 保守点検で異常箇所が発見された場合は、使用を止め、必ず正しい処置を行ってからご使用下さい。  
※処置が出来ない時は販売店か、当社営業所までご連絡下さい。
- (5) 単相電気トロリは電装品部にコンデンサーが取り付けられています。元電源を遮断しても、コンデンサー内に電気が充電されており、感電する可能性があります。本体内部の電気部品を点検、交換する時は、コンデンサーに充電された電気を十分に放電させた後、実施するようにして下さい。
- (6) 製品寿命時間を管理し、寿命時間に近づく前にオーバーホールまたは新品と取り替えを実施して下さい。

※お客様の使用頻度・環境によって製品寿命時間は異なりますが、安全を重視し管理に取り組んで下さい。

### ⚠ 危険

- (1) 当社製純正部品以外は絶対に使用しないで下さい。
- (2) 製品および付属品の改造は絶対にしないで下さい。
- (3) 保守点検、修理は、事業者が定めた専門知識のある人以外は行わないで下さい。





## ⚠ 注意

(1)保守点検、修理を実施するときは、作業中の表示（『点検中』や『通電禁止』など）を必ず行って下さい。



### 5.2 トロリの検査と使用限度

#### 5.2.1 サイドプレートの曲がり

- (1) 2枚のサイドプレートに変形がないこと。
- (2) 図17の $\theta$ がほぼ直角であること。
- (3) 横行時、油切れによる異音が発生するようでしたら、グリースを塗布すること。
- (4) ボルト・ナット類のゆるみや脱落がないこと。
- (5) ギヤ車輪に異物が付着していないこと。

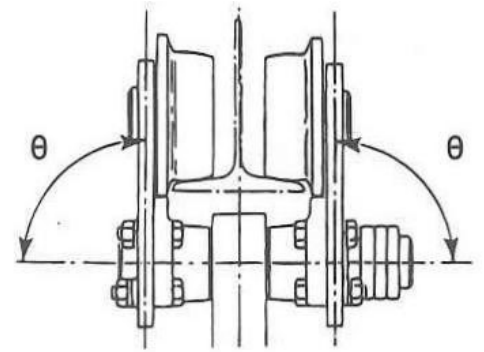
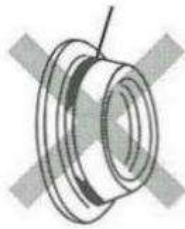


図17

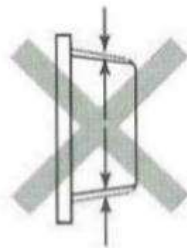
#### 5.2.2 トロリ車輪の摩耗

下図のような車輪の摩耗は部品交換して下さい。

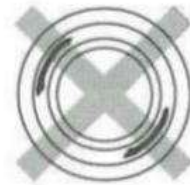
ビーム端の当たる部分に目視ではっきりする程の差が見られるもの



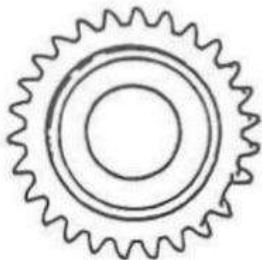
原型の5%以上摩耗したもの



路面に偏摩耗が発生しているもの  
(目視で分かる程度)



ギヤ車輪のギヤ部に目視でわかる程度の摩耗及び傷が生じている。



ギヤ車輪の歯が欠けている。

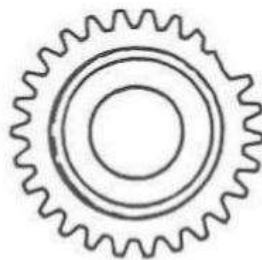


図18

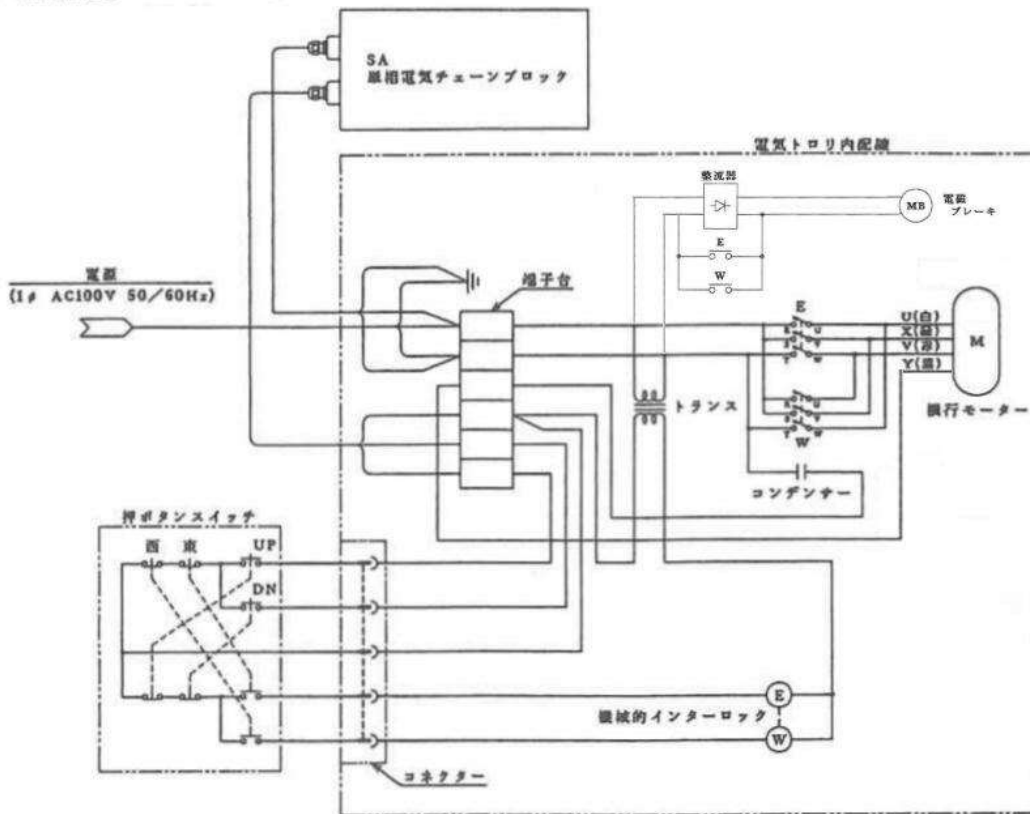
### 5.3 全体の作動(最後にチェック)

- (1) 押ボタンの指示通りの方向にトロリが動くか。
- (2) 押ボタンを離して、止まる迄のトロリの惰性で走る距離は伸びていないか。



- (3) 横行の動作時に通常と異なる異音が発生しないか。
- (4) ギヤ部のグリース量は十分か、又、異物の付着はないか。
- (5) 各部のボルト、ナット等のゆるみはないか。

### 電気トロリ配線図



お買い上げいただいた製品は、当社規格による厳重な検査に合格したものです。輸送中の破損による故障がございましたら、当社またはお買い上げいただいた当社製品取り扱い店にご連絡ください。



象印チズボック株式会社

大阪府大阪狭山市岩室2丁目180番地



象印チズボック株式会社

本社・営業部 〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地 ☎(072)365-7771  
 札幌営業所 〒003-0012 札幌市白石区中央二条5丁目3番28号 ☎(011)824-2821  
 仙台営業所 〒983-0044 仙台市宮城野区宮千代3丁目8番26号 ☎(022)284-5610  
 北関東営業所 〒360-0021 埼玉県熊谷市平戸1982-2 ☎(048)527-3086  
 東京営業所 〒135-0004 東京都江東区森下5丁目5番10号 ☎(03)3633-0176  
 名古屋営業所 〒462-0051 名古屋市中区中切町字石原820番16号 ☎(052)916-1801  
 大阪営業所 〒589-8502 大阪狭山市岩室2丁目180番地 ☎(072)365-7771  
 広島営業所 〒733-0012 広島市西区中広町1丁目5番23-101号 ☎(082)292-6775  
 福岡営業所 〒816-0973 福岡県大野城市横峰2丁目19番26号 ☎(092)595-8880

URL : <https://www.elephant.co.jp>